

第四十六回 国会参議院商工委員会議録 第五号

出席者は左のとおり。	赤間 文三君 近藤 信一君 田畠 金光君 上原 正吉君 事務局側 常任委員 小田橋貞寿君
理事 理事	赤間 文三君 近藤 信一君 田畠 金光君 上原 正吉君 事務局側 常任委員 小田橋貞寿君
委員 大谷藤之助君 川上 為治君 岸田 幸雄君 小林 鍾木君 豊田 阿部君 八木 繁夫君 吉武 恵市君 中田 吉雄君 藤田 進君 鈴木 一弘君 樺 一郎君 福 一君 國務大臣 渡邊喜久造君 通商産業大臣 田中 榮一君 國務委員長 公正取引委員長 通商産業大臣 竹下 登君 通商産業大臣 川出 千速君 通商産業大臣 宮沢 鉄藏君 通商産業大臣 通商産業大臣 政務次官 通商産業大臣 政務次官 通商産業大臣 政務次官 通商産業大臣 官房参事官 通商産業大臣 官房参事官 通商産業大臣	大谷藤之助君 川上 為治君 岸田 幸雄君 小林 鍾木君 英三君 雅幸君 一郎君 吉武 恵市君 阿部 繁夫君 八木 繁夫君 吉雄君 中田 吉雄君 藤田 進君 鈴木 一弘君 樺 一郎君 福 一君 國務大臣 渡邊喜久造君 通商産業大臣 田中 榮一君 國務委員長 公正取引委員長 通商産業大臣 竹下 登君 通商産業大臣 川出 千速君 通商産業大臣 宮沢 鉄藏君
○本日の会議に付した案件	○軽機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出) ○電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出) ○中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査) ○日本貿易振興会法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査) ○商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査) ○中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査) ○日本貿易振興会法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査) ○金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査) ○産業貿易及び経済計画等に関する調査(昭和三十九年度通商産業省の施策及び予算に関する件) ○派遣委員の報告

〔理事赤間文三君委員長席に着く〕
○理事(赤間文三君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
まず、委員長及び理事打ち合ひをせ会の協議事項について報告をいたします。

昭和三十九年二月十八日 [参議院]
昭和三十九年二月十八日 [参議院]

本日の委員会では、軽機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律案外五案について提案理由の説明を聽取し、昭和三十九年度通商産業省の施策及び予算に関する件について質疑を行ない、派遣委員の報告を聴することになりましたから、御了承を願います。

第二には、ミシン、双眼鏡のそれぞれに輸出振興事業協会を設立して、海外における市場調査、宣伝等の事業を活発に行なうとともに、品質の改善に關する調査研究等の事業を行なうことを行なうとしております。

第三には、ミシン、双眼鏡の両業界とも、生産設備、品質管理等の面における整備がかなり促進され、また、輸出の面におきましても海外市場動向の把握による輸出体制の整備、系列取引の促進、外国の輸入制限に対する対策の実施等相当の効果をあげてまいっておられます。

しかししながら、両業界ともいまだ完全に輸出秩序が確立したとはいえない。

依然過当競争の要因が払拭されていな

い実情にあります。また海外における

市場開拓、輸入制限対策等の事業も先

進国の巻き返しの激化、後進国の台頭

に伴つて、その重要性はますます増大

する傾向にあります。

しかると、御承知のようにこの法律

は五年間の限時法になつておらず、本年

六月三十日までに廃止することになつ

ておりますので、この際この法律の有効期間をさらに五年間延長することに

いたしました。

この法律の施行後わが国の電子工業

は、技術面においても生産面において

も目覚ましい発展を遂げ、諸産業の設

備の近代化や国民生活の向上に広く貢

献してまいり、この法律の果たしてき

た役割は大きいと考えられます。

この法律の施行後わが国

は、第一に製造業者の大部分が

中小企業でアセンブル製造方式を採用

しているミシンと双眼鏡について登録

制度を実施することによって、生産設

備等の整備と品質の向上をはかるとと

ても輸出面における過当競争を防止す

ることをねらいとしております。

これが、法律案を提案するに至った

理由でございます。何とぞ慎重重御審議

の上、御賛同下さるようお願ひいたし

ます。

次に、電子工業振興臨時措置法の一

部を改正する法律案につきまして、提

案理由を御説明申し上げます。

御承知のように電子工業振興臨時措

置法は、昭和三十二年六月に制定施行

されて今日に至つてゐるのであります。

この法律は、電子工業のうち第一

に試験研究を促進する必要のある機

種、第二に生産の開始または拡大を促

進する必要のある機種、第三に生産の

合理化を促進する必要のある機種の三

つを政令で指定し、そのそれぞれにつ

いて振興のための基本計画と年度ごと

の実施計画を定め、生産の合理化に必

要な資金の確保につとめるとともに、

必要な資金の確保につとめるとともに、

行為の指示を行なつて計画の達成をは

かることを規定しております。

この法律の施行後わが国

は、技術面においても生産面において

も目覚ましい発展を遂げ、諸産業の設

備の近代化や国民生活の向上に広く貢

献してまいり、この法律の果たしてき

た役割は大きいと考えられます。

この法律の施行後わが国

は、第一に製造業者の大部分が

中小企業でアセンブル製造方式を採用

しているミシンと双眼鏡について登録

制度を実施することによって、生産設

備等の整備と品質の向上をはかるとと

ても輸出面における過当競争を防止す

ることをねらいとしております。

これが、法律案を提案するに至った

理由でございます。何とぞ慎重重御審議

の上、御賛同下さるようお願ひいたし

ます。

次に、電子工業振興臨時措置法の一

部を改正する法律案につきまして、提

案理由を御説明申し上げます。

御承知のように電子工業振興臨時措

置法は、昭和三十二年六月に制定施行

されて今日に至つてゐるのであります。

この法律は、電子工業のうち第一

に試験研究を促進する必要のある機

種、第二に生産の開始または拡大を促

進する必要のある機種、第三に生産の

合理化を促進する必要のある機種の三

つを政令で指定し、そのそれぞれにつ

いて振興のための基本計画と年度ごと

の実施計画を定め、生産の合理化に必

要な資金の確保につとめるとともに、

必要な資金の確保につとめるとともに、

行為の指示を行なつて計画の達成をは

かることを規定しております。

この法律の施行後わが国

は、技術面においても生産面において

も目覚ましい発展を遂げ、諸産業の設

備の近代化や国民生活の向上に広く貢

献してまいり、この法律の果たしてき

た役割は大きいと考えられます。

この法律の施行後わが国

は、第一に製造業者の大部分が

中小企業でアセンブル製造方式を採用

しているミシンと双眼鏡について登録

制度を実施することによって、生産設

備等の整備と品質の向上をはかるとと

ても輸出面における過当競争を防止す

ることをねらいとしております。

これが、法律案を提案するに至った

理由でございます。何とぞ慎重重御審議

の上、御賛同下さるようお願ひいたし

ます。

次に、電子工業振興臨時措置法の一

部を改正する法律案につきまして、提

案理由を御説明申し上げます。

御承知のように電子工業振興臨時措

置法は、昭和三十二年六月に制定施行

されて今日に至つてゐるのであります。

この法律は、電子工業のうち第一

に試験研究を促進する必要のある機

種、第二に生産の開始または拡大を促

進する必要のある機種、第三に生産の

合理化を促進する必要のある機種の三

つを政令で指定し、そのそれぞれにつ

いて振興のための基本計画と年度ごと

の実施計画を定め、生産の合理化に必

要な資金の確保につとめるとともに、

必要な資金の確保につとめるとともに、

行為の指示を行なつて計画の達成をは

かることを規定しております。

この法律の施行後わが国

は、技術面においても生産面において

も目覚ましい発展を遂げ、諸産業の設

備の近代化や国民生活の向上に広く貢

献してまいり、この法律の果たしてき

た役割は大きいと考えられます。

この法律の施行後わが国

は、第一に製造業者の大部分が

中小企業でアセンブル製造方式を採用

しているミシンと双眼鏡について登録

制度を実施することによって、生産設

備等の整備と品質の向上をはかるとと

ても輸出面における過当競争を防止す

ることをねらいとしております。

これが、法律案を提案するに至った

理由でございます。何とぞ慎重重御審議

の上、御賛同下さるようお願ひいたし

ます。

次に、電子工業振興臨時措置法の一

部を改正する法律案につきまして、提

案理由を御説明申し上げます。

御承知のように電子工業振興臨時措

置法は、昭和三十二年六月に制定施行

されて今日に至つてゐるのであります。

この法律は、電子工業のうち第一

に試験研究を促進する必要のある機

種、第二に生産の開始または拡大を促

進する必要のある機種、第三に生産の

合理化を促進する必要のある機種の三

つを政令で指定し、そのそれぞれにつ

いて振興のための基本計画と年度ごと

の実施計画を定め、生産の合理化に必

要な資金の確保につとめるとともに、

必要な資金の確保につとめるとともに、

行為の指示を行なつて計画の達成をは

かることを規定しております。

この法律の施行後わが国

は、技術面においても生産面において

も目覚ましい発展を遂げ、諸産業の設

備の近代化や国民生活の向上に広く貢

献してまいり、この法律の果たしてき

た役割は大きいと考えられます。

この法律の施行後わが国

は、第一に製造業者の大部分が

中小企業でアセンブル製造方式を採用

しているミシンと双眼鏡について登録

制度を実施することによって、生産設

備等の整備と品質の向上をはかるとと

ても輸出面における過当競争を防止す

ることをねらいとしております。

これが、法律案を提案するに至った

理由でございます。何とぞ慎重重御審議

の上、御賛同下さるようお願ひいたし

ます。

次に、電子工業振興臨時措置法の一

部を改正する法律案につきまして、提

案理由を御説明申し上げます。

御承知のように電子工業振興臨時措

置法は、昭和三十二年六月に制定施行

されて今日に至つてゐるのであります。

この法律は、電子工業のうち第一

に試験研究を促進する必要のある機

種、第二に生産の開始または拡大を促

進する必要のある機種、第三に生産の

合理化を促進する必要のある機種の三

つを政令で指定し、そのそれぞれにつ

いて振興のための基本計画と年度ごと

の実施計画を定め、生産の合理化に必

要な資金の確保につとめるとともに、

必要な資金の確保につとめるとともに、

行為の指示を行なつて計画の達成をは

かることを規定しております。

この法律の施行後わが国

は、技術面においても生産面において

も目覚ましい発展を遂げ、諸産業の設

備の近代化や国民生活の向上に広く貢

献してまいり、この法律の果たしてき

た役割は大きいと考えられます。

この法律の施行後わが国

しかしながら、わが国の電子工業の現状を見ますと、産業用に使用される機器については、欧米先進諸国に比して、技術水準及び生産性の面において、なお低位にあり、さらに今日の世界における電子工業の技術は急速に進展しており、新技術や新製品が開発されつつある現状において、わが国の電子工業も世界の大勢におくれることのないよう技術開発並びに生産合理化の促進を急速にはかる必要が痛感されるのであります。

しかるに、現行の電子工業振興臨時措置法は、七年間の限時法として制定されており、本年六月十日までに廃止することになつておりますので、ただいま申し上げましたような現状にかんがみ、この際有効期間をさらに延長し、昭和四十六年三月三十一日までこの法律を存続せしめて電子工業の一つの振興をはかり、もつてわが国経済の健全な発展に寄与いたしたいと考える次第であります。

これが、ただいま提案を取りました中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

次に、ただいま提案になりました中小企業金融の円滑化をはかるため、政府といたしましては、かねてより、政府関係中小企業金融機関の業務の拡充をはかりますとともに、中小企業者の信用補完につきましては、その重要性にかんがみ、各地の信用保証協会が中小企業者の債務を保証すること

庫に保証債務についての信用保険と同様保証協会に対する融資を行なわせてきている次第であります。しかしながら現状においては、中小企業者の信用保険と同様保証協会に寄せる期待はますます大なるものがありまして、政府としても、当公庫を通じ信用保証協会の保証機能を一そろ拡充・強化する必要があると考えるのであります。このような趣旨に基づきまして、今回、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正しようとするものであります。が、その概要是、次のとおりであります。

第一は、現在中小企業信用保険の対象とされている特殊保証は、信用保証協会が通常行なつている根保証とその範囲が一致しない点がございまして、十分活用されておらないきらいがありますので、中小企業信用保険法を改正して特殊保証の範囲を拡大し、保証の簡易迅速化を推進し中小企業者の信託補完に遺憾なきを期そうとするものであります。

第二は、最近における中小企業者一人当たりの借り入れ規模の増大に対応するため、中小企業信用保険法を改正して、小口保険の付保限度額を二十万円から三十五万円に、第一種保険の付保限度額を五十万円から百万円に、第二種保険の付保限度額を中小企業者については七百万円から一千万円に、中小企業者団体については一千万円から二千万円にそれぞれ引き上げるものであります。

第三は、中小企業信用保険の信

め、当公庫に対する政府出資を昭和三十九年度において四十五億円増加し、これを当公庫の融資基金に充てることにしておりますが、これに伴い、中小企業信用保険公庫法を改正して当公庫に対する政府の追加出資に関する規定を整備しようとするものであります。なお、このほか、中小企業信用保険公庫の業務の適切なる運営を確保するため、当公庫の監事の権限に関する所要の改正をしようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申しあげます。

次に、ただいま提案になりました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

商工組合中央金庫は、政府関係金融機関として、長年にわたり中小企業者団体あるいはその構成員である中小企業者に対する金融の円滑化をはかる上において、多大の役割りを果たしてきたのであります。特に最近における中小企業金融の実情にかんがみまして、当金庫の業務について、なお一そうちの拡充を期する必要があると考える次第であります。かような趣旨に基づきまして、今回、商工組合中央金庫法の一部を改正しようとするものであります。その概要是、次のとおりであります。

第一は、商工組合中央金庫の資本金のため、昭和三十九年度において商工組合金庫に対する政府の追加出資に関する規定を整備することになります。

組合中央金庫に対する政府の出資を二十億円増額することといたしておりましたが、これに伴い、当金庫の資本金及び当金庫に対する政府の追加出資に関する規定を整備するものであります。

第二は、準所属団体の範囲を拡大することであります。

現在、輸出に関し所属団体の構成員の共通の利益を増進するため必要な施設を行なう法人で主務大臣の認可を受けたものは、商工組合中央金庫の貸し出し業務の対象となることになつておりますが、法人の範囲を輸出の振興または事業の合理化をはかるため必要な施設を行なうものに改正、拡大しようとするとするものであります。

第三は、当金庫の業務に外国為替業務を追加することであります。

現在、商工組合中央金庫の為替業務は、内国為替に関するものに限られておりますが、所属団体の構成員の輸出入取引の円滑化をはかるため、今回新たに外国為替に関する業務を追加しようとするものであります。

このほか、当金庫の保護預かり業務、代理業務の範囲を拡大するとともに、役員の任期を五年から四年に短縮しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願ひ申し上げます。

次に、日本貿易振興会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

わが国の経済を長期にわたり拡大発展させるためには、官民一体となつて、その議論の上、御賛同くださいますようお願い申します。

体制への移行が本格化し、また、国際競争がますます激化しつつある現在、輸出振興に対するこのような要請は、一そう切なるものがあります。

政府いたしましては、かねてから輸出環境の整備、輸出振興税制及び輸出金融の拡充強化、日本貿易振興会の確実な運営等、各般の面にわたって努力いたしました。

なかなか、日本貿易振興会につきましては、従来から民間、政府共同の輸出振興の中核として、育成強化をはかつてしまりましたが、現在国会において御審議いただいております三十九年度予算案におきましても、貿易整備料セントーの設置、輸出秩序維持対策事業、国際見本市事業、トレードセンター等の海外施設の設置運営事業、業種別輸出振興対策事業等の一そなつの業務強化をはかることといたしまして、五億円の追加出資を含む、合計三十一億三千万円を計上いたしている次第であります。一方、このようないく日本貿易振興会に対する助成の強化、同会の業務量の増大に対応いたしまして、同会の体制の整備の必要が生じてまいり次第であります。

次に、この法律案の内容を御説明させていただきます。

内容の第一は、政府の一般会計から追加出資を受け入れたことができるように、資本金関係の規定を整備しようとするものであります。

第二は、業務量の増大に対処して、業務の円滑な遂行をはかるため、理事を増員しようとするものであります。

第三は、日本貿易振興会の運営全般にわたって、より一層民間各界の意に沿うて、より一層民間各界の意に沿うて、

見を反映させるため、通常審議会の委員を増員しようとするとものであります。

議の上、すみやかに御賛同あらんことを
をお願い申し上げます。

次に金属鉱物探鉱融資事業団法の一
部を改正する法律案につきまして、そ
の提案理由及び要旨を御説明申し上げ
ます。

わが国の金属鉱業は、貿易の自由化を契機として、急速にその体质改善を進め、金属鉱産物の低廉かつ安定的な供給体制を確立する必要に迫られていますことは、御承知のとおりであります。金属鉱業の体质改善の方策としては、さまざまのものが考えられます。が、最も重要かつ効果的な方策は、探鉱を急速に促進して優良資源の確保をはかり、採掘品位の向上をはかることであります。

このため、政府におきましては、從来から中小鉱山に対し新鉱床探査費補助金を交付し、地質調査所において地質の調査を行なう等の施策を講ずるほか、昭和三十八年度には、新たに金属鉱物探鉱融資事業團を設立して、探鉱に必要な資金の貸し付けを行なうことといたしております。これらの施策につきましては、今後とも銳意その充実をはかる方針でありますが、探鉱を急速に促進するためには、これらの施策にあわせて、優秀鉱床の賦存する可能性の高い地域の地質構造の精密な調査を実施し、企業の行なう探鉱に指針を提供することがぜひとも必要であります。

の露頭を端緒とする探鉱方法からボーリング等による露頭鉱床の探鉱へとその重点が移行し、各企業は、多大の資金と長年月をして探鉱を行なつております。しかしながら、金属鉱床の賦存地域の地質構造はきわめて複雑でありますため、探鉱の前段階として、組織的な地質構造調査を実施し、その結果に基づき企業が探鉱を実施するのが最も効率的な方法であると考えられます。

このような調査は、その性格上、国ないしは國に準ずる機関が実施するところが適当であります。が、金属鉱物探鉱融資事業団は、探鉱の促進を目的として設立された機関でありますので、この事業団に、本調査の事業を行なわせることが最も適当であり、これによつて從来からの探鉱資金の貸し付け業務もより効率的になし得ることと考える次第であります。

この法律案は、以上に申し述べました理由に基づき、金属鉱物探鉱融資事業団の業務を拡充して、これに地質構造調査を実施させることとし、その調査に必要な事項に関する規定を整備するため提案したものであります。

次に、この法律案のおもな内容につきまして御説明申上げます。

第一は、事業団の業務の拡充に伴い、その名称を金属鉱物探鉱促進事業団に改めるとともに、理事一名を増員することであります。

第二は、事業団の業務として、探鉱資金の貸し付けのはかに、地質構造の調査を加えたことであります。この調査の実施にあたりましては、事業団は、あらかじめ利害関係人の意見を聞いて実施計画を作成し、通商産業大臣

の認可を受けることとしたとしておりま
す。

第三は、本調査に要する費用は、政
府の補助金、都道府県の負担金及び企
業権者の負担金をもつて充てることと
したことであります。

第四は、負担の公平という見地か
ら、事業団が行なつたボーリングにす
り鉱床が発見された場合には、その發
見により利益を受ける者から納付金を
徴収することとしたことであります。

第五は、本調査の円滑な実施をはか
るために、土地の立ち入り、鉱物の採取
等の規定を設けたことであります。

なお、このほか、調査結果の公表、
区分経理、審査請求等の規定を設ける
こととしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びそ
の要旨であります。何とぞ慎重御審議
の上、御賛同くださいますようお願い
申し上げます。

○理賠(赤間文三君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。六案に対し自後の審査は、いずれも後日に譲ることといたします。

○理學(赤間文三君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、なお、昭和三十九年度通商産業省

の施策及び予算に関する件の調査を進めます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 私は、特にきょうは下請代金の問題についてお尋ねをいたしたいのですが、その前段として、今日

非常に新聞等においてもいろいろと
われておりますように、中小企業の三
月危機ということが叫ばれておりま
す。

の報ずるところによりますると二百九
件で、戦後の最高を記録しておると、こういふうに言われておりまし
本年一月には二百八十二億円といふ
債額もこれまた戦後最高だと、こういふうに言われて、新聞等において
は、三月の年度末決算を控えておりま
すし、特に金融の引き締めが今後続く
ということになりますれば、さらにこ
れは見通しとしては悪化していくと。
そうすると今日、新聞等で非常に叫ば
れておりますように、三月危機とい
ことが現実の問題として回避できな
くではないかといふに私は思うので
すが、この点、大臣の見通しとしては
どのような見解を持っておられるの
が、まずその面からお尋ねをいたしま
す。

としては看過するわけにはまいりません。またこれに注意を払わないなどといふわけはないのでございまして、こういうことはできるだけ少なくするよういたさなければならぬのであります。

そのうちで倒産の起きたのはこれは近藤委員も御存じかと思いますが、暖冬異変による織維関係の問題が一番大きくなげられてはいるのであります。事実暖冬によりまして非常な品物の売れ行き不振といふこと、それから手形決済が十二月に集まつてきていたりうようなことが、その大きな原因かと考えております。

そこで、三月末でございますが、これはなかなか大事な時期でありますので、われわれとしては十分これは手当てをしてしなければいけない、こういうことでございまして、そういう意味からいって、一応工商中金、中小企業金融公庫、国民金融公庫というようなものを対象として、どれくらい資金が必要であるかということを一月の末あたりから調査をいたしまして、いろいろ詰めてまいつたのでございますが、その結果といたしまして、さしあたりの措置として、すでに新聞紙上でも読んでいただいておると思いますが、百二十億円追加して融資ワクを拡大する。それから中小企業、ほかのいわゆる政府関係機関以外の分については百億の買いオペをやる。こういうような措置をいたしまして、三月におけるそういう危機がないように一応の手当をいたしたわけでありますけれども、わ

れわれとしては今後の事態に処して、必要に応じてはまた必要な措置をとる。という心がまえで、金融によるしわ寄せ等が中小企業に及ぶことが、できるだけ少ないよう極力努力をいたしてまいりたい、かのように考えておるわけでございます。

○近藤信一君 いま見通しについて大臣の御説明があつたわけでございますが、その中で特に織維関係、それから商社関係が暖冬異変による影響によって倒産したということがいわれました。が、それもまあございますが、私どもいろいろと現地で聞きましたと、そういう暖冬異変ということで倒産したといふのは、思惑の生産をやつたり、それからメーカーではあまり暖冬異変といふものはなかつたが、特に中小の機屋さんといいますか、そういうところでは思惑生産をした、こういうのが多い。ということも聞きましたのですが、この暖冬異変ということのほかに、織維問題が相当今年度は重要な課題じゃないかと思うのです。それはなぜかと申しますと、やはりここ昨年から今年にかけて、特に機械工業関係の下請關係といふところは、相当生産規模の問題に対しましても親企業等からこの設備の増強の問題をどうしても下請に親工場は持つてくる、こういうことにありますと、金属工業における本年度のいわゆる三月危機といふことを私ども非常に心配するわけなんですが、

この金属工業関係における見通しはどうですか。

○国務大臣(福田一君) いまおっしゃつた機械、金属両方合わせておっしゃつていらるると思うのですが、確かにござる。のうように、親会社が下請に對して、こ

ういうような合理化の機械を買って合理化をしてくれ、そして製品を作つてくれというようなことで、下請がおために金を借りて、そうしてやつておるという場合は、相當最近多いようございます。おっしゃるとおりだと繰りをいたしまして、今度はそのしわ寄せがきておる。そこへもつてきて、金を借りておるのをすぐ返せ、三月なら三月の期限がきたら返せ、こういう場合はあると思います。私は、そういうことについては、この間、大蔵大臣も一般金融業者に對しても通知を出しまして、そういうことで困つておる場合には、何とかつなぎ融資をするように工夫をせいで、こういつておる銀行もあれば、あるいはそんなことをいつたって自分の業務の範囲だとかどうか。

○國務大臣(福田一君) 私は一応そういう関係者と相談をして、中小企業関係の三機関に對しては、あれだけの支出をすることに、二十五億、二十五億の七十億というやり方をしたわけです。が、これで十分であるかどうかということは、これは私はいまここでわかれますと、どうしても採算の合

になつておりますし、特にこれは私昨年もいろいろと言いましたんだが、若年労働者の確保が非常にむつかしい。このためにどうするかというと、大臣も予算委員会のときに私に答弁されましたように、特に中小企業は厚生施設の問題が悪い、その点で厚生施設の問題を共同化によって何らか考えていかなければ、なかなか中小企業に対する若年労働者は寄らないだろう、こういう御答弁でもありました。そのため、やはり中小企業はそういうことに努力をしておる、いわゆる若年労務者を何とか集めようと厚生施設にも金をかけなければならぬ。それから特にというところもあると思いますが、大企業に負けないような初任給を出さなければ人が寄らない、それでも人が寄らないといふくらいでございますから、どうしてもこれは初任給の問題で、大企業に負けない初任給を出す、そういう

も今後十分注意をしなければならぬ、かような考え方でおるところでござります。

○近藤信一君 過日、通産大臣が中小公庫に対する百二十億円でしたか、あの措置をとられたことに対しても感謝しておる業者もあるということを私告白しておきましたが、そういう点では、中小企業、機械工業の入た

ちも、応望みは持つておりますけれども、やはりどうしても機械工業関係になりますと、近代化のために投資をしなければならぬ、そのため金繰りが非常に困難、これも一つの原因になつておりますし、特にこれは私昨年もいろいろと言いましたんだが、若年労働者の確保が非常にむつかしい。このためにどうするかというと、大臣も予算委員会のときに私に答弁されましたが、今後におけるさらに、大臣、努力するようなお考えは持つておられる

ほどの申しましたように、設備投資にこなつてやつておるわけなんです。そういたしますると、通産大臣が三月危機を見通して、こういろいろと金融の上での措置を講ずるべく努力はしておられますが、それではやはりなかなかあれだけの百二十億のあれでは、私は一般的にうまくいくとはとうてい考えられないんで、こういう点はどうですか、今後におけるさらに、大臣、努力するようなお考えは持つておられる

○近藤信一君 それからもう一つ、中企業が危機に追いつ込まれるという一つの原因として、私はこういうこともあらねえんで、こういう点はどうですか、今後におけるさらに、大臣、努力するよ

うふうなことをござりまするから、やはり私はいろいろと、特に大臣も先日つけられて、しかも、その生産を高めなければならぬといふことで、いろいろな機械設備の問題や何かで無理を言つてくる、それを断われば下請の系列から切られなければならぬ、こういふことは、これが私はいまここでわかれますと、どうしても採算の合

れば、一応十分だと思つてやりましたと、こう申し上げ、今後何かあつたらどうする、それはそういう事態になるべく早く対処する処置をとりたい、こいつあらねえであります。そういふふうに考えておるわけであります。

うな傾向が私は出てくるんじゃないかなと思うのですが、その点はどうですか。

○國務大臣(鶴田一君) 確かにお説のようないい例はあるわけあります。実際に際して全然ないわけじゃない。あると思います。そういう場合私はやっぱり下請のほうがみんなで組合なら組合を作られるとか、共同してそして親会社と話し合いをする。あるいはまたそういうことをやった場合でも、どうしてもうまく話がつかぬというような場合があるって、お話をあれば、私はこれは行政指導等で、そこまでいけるかどうかわかりませんが、われわれとして話をあげるという意思だけは持っておるわけあります。強制するわけにはいかないので。たとえば今まで一つの部品を百円で作らして、今までこれを次から七十円にせい。やってみると、下請のほうではとても七十円ではどうにもならぬ、少なくとも八十五円もあわねばいかぬという場合等、あくまでも親企業がそういうことを言ってくる場合等があれ組合といふか、そういうものの必要性が非常に出てくると思う。そうなれば、わりあいにこちらも話がしやすいと思う。

○上原正吉君 ただいま大臣から、下請業者が集まって組合をつくって共同でやれる条件を改善していかなければならぬという話がありまして、私も常思つておるわけござりますけれども、それがなかなかうまくいかないというのは、同じ下請をやっておる

業者が残らず組合に入ってくれて、組合にまとまってくれれば、それで話の片がつくのですけれども、組合に強制加入させる権限はない、中小企業を

組合に強制加入させる権限はない。それからまた価格の協定維持、これをやれないのですね、原則としても、もうまた話がつかぬというような場合等があるって、お話をあれば、私はこれがまた価格の協定維持、これをやれないのですね、原則としても、また、実際において、いま公取委員長いらしゃるからついで伺つておこうと思うのですけれども、それができない。ですから、残らずの業者を組合に入れ、その組合に価格協定をやらせることができれば、下請業者に金をも

うけさせることができます。下請業者は、金がもうかければ何とでも自分で近代化でも何でもやっていくのですけれども、金がもうからぬから幾らやつてもだめなんです。金を借りて

事それ自体が過当競争でもうからぬようになつていて、どれほどやつても、どれほど政府に援助してもらつても、やる仕事それ自体が過当競争でもうからぬよ

うになつていて、どちらもだめなんです。金を借りて度これから次から七十円にせい。やってみると、下請のほうではとても七十円ではどうにもならぬ、少なくとも八十五円もあわねばいかぬという場合等、あくまでも親企業がそういうことを言ってくる場合等があれ組合といふか、そういうものの必要性が非常に出てくると思う。そうなれば、わりあいにこちらも話がしやすいと思う。

○上原正吉君 ただいま大臣から、下請業者が集まって組合をつくって共同でやれる条件を改善していかなければならぬという話がありまして、私も常思つておるわけござりますけれども、それがどうでもやれないといふのは、同じ下請をやっておる

びに公取の委員長さん、どういうふうにお考えになつていらっしゃるか、この機会に伺つておきたいと思うのです

○國務大臣(鶴田一君) 確かに具体的な場合になると、そういうことがあり

ます。なほかなると、あなたのおっしゃつたようだ。ただ、私は、そういう場合

らうしやるからついで伺つておこう

と思うのですけれども、それができな

い。ですから、残らずの業者を組合に

入れて、その組合に価格協定をやらせることができれば、下請業者に金をも

うけさせることができます。下請業者は、金がもうかれば何とでも自分で近代化でも何でもやっていくのですけれども、金がもうからぬから幾らやつてもだめなんです。金を借りて

事それ自体が過当競争でもうからぬようになつていて、どちらもだめなんです。金を借りて

度これから次から七十円にせい。やってみると、下請のほうではとても七十円ではどうにもならぬ、少なくとも八十五円もあわねばいかぬという場合等、あくまでも親企業がそういうことを言ってくる場合等があれ組合といふか、そういうものの必要性が非常に出てくると思う。そうなれば、わりあいにこちらも話がしやすいと思う。

○上原正吉君 そこで、いま石油業者

の機会に伺つておきたいと思うのです

○國務大臣(鶴田一君) 確かに具体的な場合になると、そういうことがあります。なほかなると、あなたのおっしゃつたようだ。ただ、私は、そういう場合

らうしやるからついで伺つておこう

手で数えられるくらいの業者、つまり強大な業者がやつているのは、仕事は強いということができる。たとえば織物のとき、鐵鋼のとき、過當競争からまぬかれるといふことが実際問題得ると思うのです、あなたのおっしゃつたようだ。ただ、私は、そういう場合

でも、ある程度、それはその業種業種のじやないかと基準価格みたいなもの——石油なんかは基準価格があります。なほかなると、とてもだめなんです。めぢやくちやな競争をやつしていく

かし中小企業、ことに零細企業などになつてくると、とてもだめなんですね。めぢやくちやな競争をやつしていく

事それ自体が過當競争でもうからぬようになつていて、どちらもだめなんです。金を借りて

度これから次から七十円にせい。やってみると、下請のほうではとても七十円ではどうにもならぬ、少なくとも八十五円もあわねばいかぬといふ場合等、あくまでも親企業がそういうことを言ってくる場合等があれ組合といふか、そういうものの必要性が非常に出てくると思う。そうなれば、わりあいにこちらも話がしやすいと思う。

○上原正吉君 そこで、いま石油業者

の機会に伺つておきたいと思うのです

○政府委員(渡邊喜久造君) いまの下請業者の関係、それから親企業と結び度化もできない、改善もできない、高

いといふのではなく、その担当の任である公取委員長にひとつお考えを伺

たして価格維持をやらせること以外に、中小企業、零細企業を救う道はないと思ひますが、その担当の任である公取委員長にひとつお考えを伺

たして価格維持をやらせること以外に、中小企業、零細企業を救う道はないと思ひますが、その担当の任である公取委員長にひとつお考えを伺

うになつていて、どちらもだめなんです。金を借りて

度これから次から七十円にせい。やってみると、下請のほうではとても七十円ではどうにもならぬ、少なくとも八十五円もあわねばいかぬといふ場合等、あくまでも親企業がそういうことを言ってくる場合等があれ組合といふか、そういうものの必要性が非常に出てくると思う。そうなれば、わりあいにこちらも話がしやすいと思う。

○政府委員(渡邊喜久造君) いまの下請業者の関係、それから親企業と結び度化もできない、改善もできない、高

いといふのではなく、その担当の任である公取委員長にひとつお考えを伺

たして価格維持をやらせること以外に、中小企業、零細企業を救う道はないと思ひますが、その担当の任である公取委員長にひとつお考えを伺

うになつていて、どちらもだめなんです。金を借りて

度これから次から七十円にせい。やってみると、下請のほうではとても七十円ではどうにもならぬ、少なくとも八十五円もあわねばいかぬといふ場合等、あくまでも親企業がそういうことを言ってくる場合等があれ組合といふか、そういうものの必要性が非常に出てくると思う。そうなれば、わりあいにこちらも話がしやすいと思う。

○上原正吉君 そこで、いま石油業者

の機会に伺つておきたいと思うのです

○政府委員(渡邊喜久造君) いまの下請業者の関係、それから親企業と結び度化もできない、改善もできない、高

きる道がないのだからどんな無理でもする。だから、たとい組合ができるも、親企業を中心とした組合しかできない。組合といふものは、本来親企業を中心として行なわれるべきものではなづくして、親企業と対抗できて初めて組合の価値がある。そういう組合ができるないということは、組合法としての欠陥であり、また独占禁止法の行き過ぎじやないかと私は思う。私はこういうふうに思うのです。では、具体的に例をあげれば、どういう企業に属しなければ組合にならないか。具体的に例をあげてくれば、組合が三つあれば、その三つの組合を連合させることができ。そうなつて初めて三つの組合は親企業と対抗できる。三十の組合が全部集まれば七つの親企業に対抗できる。こうなるわけですから、私はどこまで行つても、幾ら金かけて税金をつき込んで中小企業を助けようとしても、中小企業同士の過当競争を放任しておいては救えない、あらゆる努力が徒労に終わると、こう考えておるのである。絶好の機会ですから、根本的な考え方をお伺いして、できることなら改めてほしいと、こう思う次第なので伺つております。

車くらいだったからまだわかりやすいです。ところが失礼な話ですが、ほかの企業をとつてみますと、とてもわかつていないです。そういうものをもつときめこまかく調べながら、そしてそれに応じた今度は施策、政策といふものを樹立しなければいけない段階に来ている。それがいまの段階にやないかと私どもは思っております。だから金融とか税制とかいう面だけでものを考えてもいけないので、その実態を把握し、それが親企業とどういふつながりになっておるか、あるいはほかの産業とのつながりはどうなつておるかというようなことをよく勉強しておりますと、なかなかむずかしい。というふうで、統制でやつておるわけではないのですから、やはりいま言つたような共同的な行為によつて何らかの行為をする、あるいは無理なことがあれば親企業に対してもひどいじやなありますから、いろいろな手でもつてこまかく——これから非常にきめのこまかいといふか、業種別くらいに見た指導的な行政指導をやつしていく場合もあるでしょうが、いろいろな手段でもつてこまかく——これから非常にきめのこまかいといふか、業種別くらいに見た指導的な行政指導をやつしていく場合もあるのではないか、こういうふうに私は考えておるわけであります。いまおっしゃったような点も加味しながら、将来的な政策を決定してまいりたい、こう思つておるわけであります。

うのですが、その中で六十日以内に下請代金を支払うべし、こういうことになって、それ以上の遅延に対しても利子をつけなければならぬこういうふうに改正をしたわけなんです。それでもまだ下請法というものはざる法であると、こういわれておるわけなんです。というのは、やはり下請法の法自体が、この趣旨そのものが施行されていないのじやないか、こういうふうに思はけなんですが、先日も私ども委員会から派遣されまして地方へ回つて、いろいろとお聞きいたしまして、あの点はどうですかとお聞きしましたと、下請のほうの手形に対しては、これは利子を親企業がなかなか払わない、しかし、下請のほうが遅延した場合には親のほうが利子を取る、こういうふうなこともあると、こういつて笑つておられた話もあつたわけなんですが、親企業はこれに対してやはり無利子で支払いをやっておる、親に対しては現金払い、これでは下請企業としてははじめられっぱなしと、こういうことになるわけで、それが今回の金融引き締めの影響もまた受けて、一そろこのしわ寄せというものが下請関係に寄せられるることは、これは事実だと思うのであります。

○政府委員（渡邊喜久造君） 私のほうで現在やつております仕事は、第一には書面でもって一応請代金の遅滞状態といいますか、支払い状態といいますか、それを書面でもって照会をいたします。そしてその中で大体六十日以内の支払いというものをみ出していくと思われるものが、今までの経験ですと二割くらいあるのですが、そうしたものを中心としまして、今度は親企業についての、工場に対しての立ち入り検査、それから同時に相手方に対する、下請業者に対するいろいろ事情調査、これをやっております。そしてその両方からにらみ合わせまして、下請法の規定に照らしまして、これは実情が法律に違反しているといいますか、抵触するような状況になっているという場合におきまして、結局勧告を出すわけですが、勧告を出す以前に、会社のはうから自発的に改善するからといって、改善計画まで出してまいりますが、これがある場合においては、これをあえて勧告にしないでいいわゆる行政指導ということであつております。で、勧告をした場合におきましても、行政指導の場合におきましても、自後の改善される状況がどういうふうになつてゐるか、で、相当期間内にわたりましてその支払い状況の改善計画がありますから、その改善計画の実施の状況というものを一応私のほうへ出させる。これを通常の仕事としてやつております。

ますので、下請関係のいろいろな団体といいますか、どうも下請会社の方々は、先ほど来いろいろお話をありますように、直接自分がものと言うようになったように、直接自分のものと言うようでは非常に言いにくい立場にあるようございます。できるだけそうした団体を通して間接的にわれわれのほうへ、あの会社の支払い条件が悪いとかといったような苦情を持ち込んでもらうよう努めしておりますが、直接またはそうしたルートにおきまして、いろいろ話題になる会社がありますと、いまの定期の分と別に、われわれのほうとしてはその事業所に立ち入りまして、立ち入り検査をしまして、そして事情を調べる、こういうことで今までやつてきております。ただ、実績から見まして、いわば全体としまして必ずしも従来やつてきた形がどうも、一時的にはそこで改善される、あるいはそのねらわれた会社はある程度改善されるのですが、全体としては必ずしも改善されるかというと、どうもあまりよくない、いよいよ感じもありますし、したがいまして、将来のやり方としましては、單にそうした事情を調べ、その改善を促すと並行しながら、一体何でそんなふうにそこの会社の親事業者がそういうふうな状態になつているのかという原因関係もあわせて明らかにしていこうということを、いま係のほうにもやかましく頼んでおりま

なあうにやつてゐるのか、といふうに、受け取りのほうと支払いのほうを両方の状況を一べんに、これはとりあえずある程度の調査でもつて調べております。そこで、一体どこに原因があり、どこにネックがあるかということを片一方で探求しながらやっていこうじゃないか。これを本年度のと申しますが、明年度といいますか、現在の仕事をとして考えております。同時に、從来のやり方は相変わらず続けていく。それから、もう一つつけ加えさせていただきますならば、中小企業庁のほうでも、この問題を各通産局を通じて、これは九条二項でもつてやつていらっしゃいますが、もう少し私のほうと中小企業庁の関係を調整しまして、そうして、どうも私のほうは、わりありに数が少く深くやつていて、中小企業庁のほうは、数が多く、しかし浅い。そういうふうな関係で、ある程度お互いに役割を分けまして、そしていま私のほうで集めているやつは、数が少のうござりますので、これをもう少し広げていきたい。中小企業庁と抱き合うことによって広げていきたい、こういうようなことを考えております。

取委員長に伺つておきたいのですがないで。下請といふものの定義が、どうな
どですか。普通下請といいますと、た
とえば機械のいろいろな部品を集めて
機械が組みあがる。そのどれか一つを
作るのをみな下請と、こういうふうに
解釈しているらしいのですけれど
も、よく考えてみると、たとえばビ
ールというものができ上がる。それには
いろいろな材料が要る。びんもその一
つです。ビールのびんをあく。もつと
もビール会社は自分でみんなびんもあ
りますけれども、もしビールのびんを
あいて、そのビールのびんをビール会
社に納めるものがあつたら、これは
ビール会社の下請ということになるか、
どうかということなんですね。確かにび
んがなければビールはでき上がらない
のだから、私はある意味で下請だと思
うし、また、この場合に、みんな親企
業と言えるかどうか、私はその定義を
伺つてゐるわけですが、親企業
から非常なやっぽり圧迫を受けており
ます。これは親企業に買ってもらわな
ければどうにもならないものをつくつ
ておりますから、そういう場合に下請
という言葉が使われるのか、用い、扱
われるのかどうか。また取り扱うべき
であるか、べきでないかということを
ひとつ委員長に伺つておきたい。

に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託することと、それから修理の委託のほうは、これは別であります。いまのお話を閲連することは、「製造委託」であります。が「製造委託」というのはいわゆる下請と通常考えられております機械メーカーなどの使っている下請とか、あれなんか典型的でござりますが、下請に該当しない、單に原材料を供給するだけの企業も、最近における企業間信用の膨張を考えますと、同じような影響を受けているような状態が相当あることは、これも私認めております。しかし、支払遅延防止法でつかんでいるのはその一部で、しかし、その下請代金支払遅延等防止法でつかまれている業者というのは、大体中小企業というものが大部分でございまして、これをもう少し幅を広げますと、われわれのほうのいろいろな取り締まりの手もかなり薄く広くということになり過ぎはせぬだろうかという点も一つ考えられままでの、現在これで企業間信用の全体を尽くしているとは決して思っておりませんが、いまのところは一応この下請という定義に該当するものを中心に、これでも実は手に余っているような状態ですけれども、われわれとしては、さらに努力をしていきたい。ただ、このほかに問題があるということはわれわれも考えておりますし、その点はどういうふうにつかんでいくかということについては、さらに通産省ともよく相談していきたいと思っており

○上原正吉君　だいぶ明確になつてき
たと思いますが、私は下請といふのは
選延防止法で「製造委託」という言葉
が使われておりますけれども、「製造委託」
とはそもそもどういうことかとい
うことにも疑惑があると思いますが、
こういうふうに解釈するのが一番妥当
ではないかと思います。というのは、
ほかに通用のきかない原材料を製造し
て納めている。これは製造を委託され
ているということになると思う。たと
えば、ビールを作る場合に、麦を作る
のは、麦はどこにでも向くから、豚屋で
も米屋で、も向くから、これは委託製造
ではない。びんは「アサヒビール」と
いう刻印が押されていれば、朝日麦酒
に使ってもらうよりほかに使ってくれ
るところがない。だから、そういうも
のは「委託製造」ということで下請
の仕事であると考えて保護して上げる
ということがそもそも立法の精神じや
ないかと思う。

ているわけですね。立ち入り検査が少ないでしょ。

○政府委員(渡邊喜久造君) 書類検査の中で、大体その二割程度を立ち入り検査、八割は一応書類検査のままで終わっております。

○近藤信一君 そうすると、検査自体はやはり、私は、書類で検査するのと、立ち入りで検査するのと比較すれば、どちらが確実かといえば、立ち入り検査が私は確実だと思うので、それが全体の二割程度ということは、どうして二割程度しかできないのか。機構の問題か。どういう点に障害があるのか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 書面調査をしまして、そうして一応下請法に違反していると思われるやつは実地調査に回していく、それが大体二割程度。もちろん、その場合において、今度はさらに勘ぐりますれば、書面調査へは非常にうまいことを言つてきながら、あるいは実際は変なことをしていったというやつがないとは、これは私も言い切れないと思いますけれども、現在はそこまでの分は、書面調査でもって、一応われわれのほうとしては、まあまああ許容できると思つてしているものにまで立ち入り検査をするということは、現在はやつておりません。これは、主として、仕事の分量の関係、私どものほうの人間の関係といふように御了承願いたいと思います。もちろん、先ほどちょっとと言いましたように、書面調査の対象でなれど、下請業者のはうから直接、あるいは組合を通じていろいろな情報を出してもらうことは、協力団体をお願いしております。そのほうから

八

お話をある分は、それとは別個に立ち入り調査をやっております。

払い遅延をしているとか、そういううような、この法律違反の疑い事実がある場合には、別途立ち入り検査をやります。そして、そうして行政指導はいたしております。

ことはわれわれのほうへいふ必要ないから、そうしてそういう間接的に安心してものがいえるようなルートを何とかして開きたい、こういうことを片方で努力しているということをお答え申しておきたいと思います。

○藤田進君 なぜ、第六条の規定になかわらず、今日までの運営で一件もないと。その理由。

の問題、このもとは第九条の第二項でござりますので、第九条の二項の中小企業庁の長官の調査あるいは立ち入り検査といふものをもう少し厳重にやるべきじゃないかということで、いまよりより研究しておるところでございま

泣き泣き、泣き寝入りする。積極的にたときに、そういう意見があったのでですが、被害を受けている中小企業がまた団体が、では公取に積極的に異議の申し立てをやるかというと、なかなかこれはできないのですよ。やつても、これは、匿名でやるくらいが闇の山で、やればすぐ圧力が加わるから、

ども、これは公正取引委員会の体制、機構というものと、通産局という手足を持つ中小企業庁とは、その規模において違うのです。それが公正取引委員会のレールへ乗せていかない、という理由は何ですか。これはひどいのですよ。それは下請の関係ね。特に公正取引委員長にもあわせてお聞きを

に、確かに下請業者に対する親事業者が、その親事業者がまたその親といふものとの結びつきが、その支払いが悪いために、だんだん順次下へわたっていくということも、こういうこともあります。したがいまして、その関係をもう少しオーバーホールを見てみようじゃないかという

十七年度は三百九件であります。これには下請のほうの……

○小林英三君 ちよつと関連。いま同僚議員諸君が下請代金の支払い遅延防止の問題で御質問中であります。私もこの問題については、他日また日をかえて私のほう自身でももう少し調査をいたしまして、質問をいたしたいと思いますが、ただきょう聞いておきたいと思ふことは、公正取引委員会といふことは、

業長官は、親事業者が第四条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる行為をしているかどうか又は同条第三号から第六号までに掲げる行為をしたかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、その法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。」と、ござりますが、うあるのですが、そういう処置をいままで求めたことは、中小企業庁として考えられないと思うのですよ。ここに問題が、私は、公取として積極的にやる必要があるのじやないかと思うし、また、この下説法の第六条に「中小企

るんですけどね、新規としてでもしていろいろあります。まあミシンとか、自動車とか、部品関係について組み立てるんですね。まあミシンとか、わざわざ親、その下請、下請のまた下請、また下請、大体四段階ぐらいに分けて、その末端というのは惨たんたるものですね。そういうものに対する取り締まりの事例、あなたのほうの業務を通じての監督なりといったようなものをお聞かせいただきたい。どういう運用をされているか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 近藤委員のおっしゃいましたのに幾つかお答えいたしました。下請業者自身が直接会社へもの申すことが非常に申しにくいで

それから具体的にやった事例という
のは幾つかございます。しかし、いま
例示されたような事例はいま係の者に
聞いてみますと、電気機器製造業など
の場合においては、私のほうで立ち入
り検査した会社も支払いが悪い。しか
し同時に、それを突き詰めてみます
と、またもう一つ上のほうの親のほう
がまた支払いが悪い、こういったよ
うな事例があるそうです。で、
私は先ほどちょっと触れましたが、と
かくいままで私のほうのやり方が、そ
うした支払い遅延の事態だけを注目

を調査しまして三十七年度につきまして、それぞれ八社、三十八年度のほうが八社、三十九年度につきましては親企業のほうが八社、三十九年度につきましては行政指導によりまして改善方針を指示しております。内容としては支払形期間の短縮が五件、これは三十七年度でございますが三十八年度は支払いの改善が四件、手形期間の短縮を四件、その他二件、その他の改善が四件、手形期間の短縮が五件、これは三十七年度でございますが三十八年度は支払いの改善が四件、手形期間の短縮を四件、その他二件、その他といふのは、たとえば注文書のやり方、これが悪い。これを改善する。あるいは単価決定の方法を改善するというううなものでございまして、こういう指導をやっておりまして、今までのところでは、第六条を発動するような事例はない

○政府委員(中野正君) 第六条の規定を発動して中小企業庁長官が公取に、正式に、適当な措置をとるべきことを求めたことはありません。ただ、実際上の問題として、中小企業庁においては、公取と別途に、主として下請業者のはうの調査をやっておりまして、その関係から、親企業のはうが支

いうのは、われわれもその一応前提で、まあ商工会議所がいいか、いろいろな団体がござりますから、そういうのをいつております。したがいまして、た幾つか、すでに私のほうでお願いしている協力団体といふのは、全国的な団体、そこを通じてできるだけ、いわば匿名的なだれがものを申し立てる

し、それらに対する改善だけを注目してやっているというだけでは、全体の問題の把握が不十分でございますから、それで「一本親企業」がどういうわけで、そういうふたよな事態になつたかということを、絶えず特に立ち入り検査の場合におきましては十分調査しまして、これも少しデータ的にまとめて

に乏しかつたのじやないかといふふうで、私は解釈しておりますが、最近はいま御指摘のように、特に支払い期間の非常に不當に延びるというようなことから、中小企業者に非常に問題を起こしておりますので、近くこれは大臣としておりますので、近くこれは大臣ともいろいろ御意見を拝聴しながらふと取とも相談をして、さらにこの第六次

○政府委員(渡邊謙久造君) 三十八年度で申しますと、この下請関係で、私のほうで本局でこれの仕事に従事しておりますものが十二人、それから私のほうは名古屋、大阪、福岡に地方事務所を持つております。この関係で九人、両方で二十一人。現在御審議願っております三十九年度予算あるいはそ

の関係の機構改正におきましては、全体で十五人の増員になつておりますが、この結果としまして、下請関係の従事人員は本局で十四人、地方關係の札幌地方事務所の案が予定されておりまして十一人、二十五人、現在これだけの人員を持っております。

○政府委員(中野正一君) 中小企業庁のほうで、下請関係の調査に当たつておるのは、本省におきまして中小企業庁に振興課といつもののがござります。ここの人數が全体で八人でございます。そのうちで一人か二人、専任は一人私はきめておりますが、あとそのときの仕事の繁忙によりまして一、二名これに応援をするというような体制でございます。また地方の通産局におきましても同様でございまして、地方の通産局に中小企業課といつもののがございますが、非常に仕事の忙しいせいもございますが、実働何人程度これに当たつておるかということは、それほど今までのところは多い人數でないと思います。正確な数字につきましては、後日調査をいたした上でお答えいたします。

○豊田雅琴君 私も後日あらためて質問を徹底的にやるつもりでおりますけれど、その関係もあるのでひとつだけ、この際質問というよりも明らかにしておいてもらいたいと思うのであります。それは、法律の第二条の二であります。それが、下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して、六十日の期間内において一定められなければならない。(以下略)

いろいろと心配されて大切な質問がいろいろあつたわけですが、このいだきませんでした資料を見ましても、御説明によりました。支払い問題の改善ということは一向に私はなされていないのじやないか、これが表をみますと、だんだんとふえてきておるというような結果を招いておる。そういうふうなことは、この法律案といふのがざる法などと言われるゆえんといふものも、そこにあるのではないかと思うのです。したがつて、下請法は大幅に大改正をする必要があるのじやないかと、こういうふうな感じを私は持つわけなんですよ。この点につきましてはわが党といつてしましても、いろいろといふ案を練つておるわけなんですが、公取委員長、何らこういう改正問題については触れておられませんが、新聞の報ずるところによると、これは大蔵大臣までも、これは改正せなきゃならぬのじやないかと、こう言われておりますし、経済企画庁の長官もしかしり、通産大臣も二十日には何か言つておられる、こういうことで、下請法の改正といふことがもう現実の問題として、声として上がつてきておると私は解釈をするわけなんですが、下請法の担当といふものは、私は公取委員会が主管をしておられるわけですから、公取委員長はこの改正について何かの検討をして改正するかどうか、それとも改正しなくてもこれでいけると思っておられるのか、この点いかがですか。

か、対象になった会社は、私のほうでも区別しておりますが、だいぶ氣を使つて支払い状況をよくしておる、その意味では全然効果がないとは思つておりますが、大きく見まして、特にわれわれのほうでは放つておるのが非常に効果的でござります。それで改善されているかといえば、最近のように金融事情が非常に逼迫してきましておりませんから、全体としてどこまで改善されているかといえば、非常に効果的でござります。ただそれじゃどういうふうな改正をしたらこれの万全を期し得るかといふような状態で、必ずしもこれで十分だとはちっとも私ども思つております。ただそれじゃどういうふうな改正をしたらこれの万全を期し得るかといふ点になりますと、これはいま事務当局で通産省なり企画庁なりいろいろ打ち合わせをしておりますが、私としてもして、どちらかといえば、もつと根の深い問題があるようにも思ひますし、同時に、それじゃこの法律はどういうふうに改正したらいかという点につきましては、まだ検討の過程にございまして、いまこの点をこうというだけの案を持っていますが、御了承いただきたいと思います。

ではないと、こう思うのです。やはりこういう問題、私は公取なんかが先頭に立つて徹底的にやる必要があるのでないか、私はこういふうに思うのですが、徹底的にやるにはじやまの法律でいいかどうかということになると、私はいまできない、またあなたのほうでは人員が足りないのでそんなことはできないといわれるかも知れないけれども、人員が足りなければ足りないでもっとふやす方法を講ずる必要があるのでしょうか、こういふうに私は考えるのですが、あなたのお気持ちはどうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 私もいまの状態で、公取のやっていることだけで満足すべき状態だとはちっとも思っておりません。同時にいまお話しの三月危機とかいろいろな問題、これはまだいろいろ憂慮されるべき問題があると思いますが、これは単に支払い遅延防止法の運用だけで片づく問題というよりも、もう少し広い意味のいろいろな施策の要る問題じゃないだらうかといふふうに思っております。それにしましても、支払い遅延防止法を今後どういうふうに運用していくか、あるいはこの今までいいか悪いかという問題につきましては、われわれのほうとしては、よほど考えていかないと、少なくとも現状の運用のままでは満足すべきものではない、かよううに考えております。

○近藤信一君 私どもはよくお聞きしますのは、一つの事業をやつておつて現金収入がほとんど下請関係にいきますとないのですね。全部がもう九九%までが手形であるといつても私は過言じやないと思うのですが、それでは

私は下請というものが立ち行かないのも当然じやないか。先ほど藤田委員が言われましたように、下請に行つても直接の下請ならばまだ親企業がしりりしているからといつものよりどころもあるけれども、二重三重の下請といふようなものも現在ざらにあると思うのです。それらは、仕事を遊んでおるよりはいいからといふうな気持でやつておる。それらが次々と手形をもらって、仕事だけははじめにやつていかなければならぬ。こういうことで私は正常な事業といわれないじやないか。私はこういうふうに思うのですが、こういう点を何とかもう少し、その半分なり三分の二なり現金支払いをしなければならんといふうなことができないものだろうか。こういうことを私もよく考へるんだが、この点はどうですか。

といったようなものを考えて参りましたときに、それを法定することがはたしてどこまで意味を持つか。いろいろな問題がありますので、現在の私どもとしましては、その点につきましてはもう少し検討させていただきたいという以上に申し上げる段階になつております。

○近藤信一君 いま委員長が現金支払いと手形の割合について非常に関心を持つて見ておるといわれるが、見ておるだけではなくて、私はそういう点を公取でももっと調査をする必要があるんじゃないのかと思うのですが、そういう調査はどうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 要するに調査をしておりますので、こういうふうにデータが一応あるわけありますて、したがつて、これをやはり改善勧告の場合におきまして、これの要素を入れながら改善勧告をしていく、こういうわけでござります。

○近藤信一君 この調査というの、間接的なその下請、いわゆる二重、三重の下請といふところにまで達してのあれですか。そうでないでしょ。

○政府委員(渡邊喜久造君) 私のはうで一応つかまえています調査を始めておりますのは、親事業者といふ定義に沿ったものを一応ピックアップして年間千八百くらい選んでおるわけです。その親事業者の中には、それこそ大きなかつて、いわゆるお詫のよな意味の事業者も一応その下に下請を持つておる限りにおいては親事業者に入る。それ 자체として、もとと大きなやつの方

請をしていても、親事業者に入るわけですから、したがって、お話のようない意味の親事業者も、あるいは、ないし、それの下の下請といふものとの関係も、この数字の中には入っているわけでございます。

○近藤信一君 調査されるときの対象として、親企業を調査されるのか、実際その下請のほう、いわゆる子会社ですね、子の子というところもあるわけなんて、孫のところもあるわけなんで、そういうところが調査の対象になると、そういうところはどちらを重点にあなたたのはうは調査しておられますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 従来のやり方としましては、どこに重点というほどの意味はございませんで、一応毎年繰り返し繰り返し新しい会社にわたり返して申すようですが、非常に大きなマンモス会社の事業所がありますし、あるいはその事業所から下請をやっているような会社の親事業者もある。したがって、特にねらい撃ちにこれをといったような区別でなしに、順次地域的に分けまして、全体に行き渡るような調査の仕方をしていく、こういうわけであります。

○近藤信一君 私が聞いておるところによりますと、昨年の暮から今年にかけて、いわゆる親企業は二〇%ダウンをやっておる。そうすると、その下請系列にある企業はその下にまた小さいのを使っているわけなんて、それに對してまたダウントをしなければならない、こういうことで下請代金の切り下りが非常に活発になってきておるとい

ど公取委員長は、本人から直接異議の申し立てがなくとも、商工会議所等からのあれもあるしと、こういう話だったのですが、商工会議所自体が零細企業の下請關係までそうめんどうを見るというふうには、いまの機構では私はなっていないんじやないか、こういうふうに思うのですが、この点どうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 私どもで考えておりますのは、これは近藤委員もおっしゃっていますように、なかなか下請といふものは、親企業の悪口といいますか、に対する不満を直接言ってくることはむずかしい。われわれも確かにそういうような事態があるということを考えまして、もう少し何か途中にクッションを入れて、そしてものと言えというふうにしたら、少なくとももう少し効果がありはせぬか。そこでいまお願ひしておりますのは、一応十五の段階、この青い冊子の十四ページをごらん願いますと一応書いてございますが、全国中小企業団体中央会とか日本鋳物工業会とか、以下そこに列挙しておりますこの十五の団体にお願いし、それぞれの支部などを通じまして、その実態について、できるだけこの団体の名前において公取のはうへのを申していただきたい。これで私も万全とは思いませんが、せめてこういう団体と始終連絡をとることによりまして、一般情勢のお話を伺い、さらに直接の問題としては、特定会社の支払いが非常に悪いといったようなことをわれわれのはうへ耳に入れていただく。もちろんこれで十分だと私もちつとも思つておりますが、下請業者自

○近藤信一君 あと大臣が来られるま
で、大臣にまだ若干残っているので、
あと一点点にしますけれども、いろいろ
といいますと同時に、公取委員
長もまた中小企業庁長官も、私は非常
に心配しておられるだろうと考えるわ
けなんですが、特に下請企業、その下
請企業の中でも零細企業の下請関係、
これらに対するところのいわゆる監督
といいますか、運用といいますか、こ
の法自体ももつと十分に活用して、
もつと働いてもらう必要があるので、
ないかと思うのです。中小企業庁長官
は直接担当しているし、また公取の委
員長はこういうことに万全の策を講じ
なければならぬのではないかと、こう
いうふうに私考えるのですが、公取委
員長も長官も将来のひとつ心がまえを
把握していくたびに、私は公取委員長
に対する質問を終わります。

○政府委員(渡邊喜久造君) 下請代金
の問題が非常にたくさん問題を含んで
いる、それから法律がなかなか思うよ
うな効果を全般的に見てあげていい不
といふような実態につきましては、わ
れわれも非常に心配しております。今
後ともこの面につきましては、十分対
策を講じていただきたい、かように考えて
おります。熟意の点におきましては皆
さん方に劣らないつもりでおります。

○政府委員(中野正一君) 下請代金支払遅延等防止法の運用等につきましては、従来の中小企業庁のやり方という考え方まして非常に痛感をいたしております。先般大臣の御指示を受けまして、この運用の適正化につきまして、公正取引委員会とも十分連絡をとりながら、この運用の適正をさらに期していきたいというふうに考えております。なお、下請業者の実態がいま先生から御指摘のような状態にございまして、同時にこれはこの法律の運用だけで問題が片づくわけじゃございませんんで、さらに長期的な觀点に立つてひとつ総合的な下請業者の改善策というものを、どうしても考えたいたいことで、これも大臣の御指示で実は昨日中小企業政策審議会がたまたまございましたので、その席でも御説明いたしましたして、大臣からもお話をありまして、政策審議会の中に下請小委員会といふものを作りましたして、これは稻葉秀三さんが主査になられまして昨日発足したわけですが、長期的な観点に立つて、根本的な対策も並行して考えていくべきだというふうに考えております。

が三百九件、それから三十八年度が四月から十二月までに百八十三件でござります。この一~三月の間に三百件程度をやりたい、三百件以上やりたいと申します。この調査をやりまして、立ち入り検査をやりまして、そのうちで特に改善方について行政指導をいたしました。もちろん、立ち入り検査の過程において自発的に改善したものは不間に付することにしておりますが、三十七年度で八社、親企業のほうで八社でございます。三十八年度の行政指導の件数が一月末までで親企業の数で八社ということになっております。その中身を見ますというと、やはり支払いの改善、手形期間の短縮等について改善方を行政指導したものが大部分でございます。たとえば支払いの改善あるいは買い掛け金残高の減少、それから手形期間の短縮、こういうものが大体おもなものでございまして、さらに注文書交付の方法の改善、あるいは単価決定方法の改善等の勧告をいたしております。そういうものが過去の立ち入り検査の結果では、この法律に照らして改善すべきじゃないかということを勧告した例でございます。

○藤田進君 その立ち入り検査の事業のそれぞれのランクだけれども、いま言っているような、つまり親企業から又請け又請けといったように、相当段階が今まではあるのです。末端ではもう零細企業ですね。そういうところにかなり現在では問題が出ている。そういうものの調査対象というのにはあったのですか、ないですか。

○政府委員(中野正一君) 過去の立ち入り検査におきましては、非常に零細な事業者等につきましても、件数はそこ多くないようですが、立ち入り検査をいたしております。

○小林英三君 関連。いま藤田君が御質問になつておきましたいろいろな模様を私聞いておりまして、一千千八百軒の親工場に対して云々とか、あるいは二百件とか三百件の立ち入り検査をやつたとか、こういう話を聞いておるのですが、私は、今われわれがこういふ商工委員会において、中小企業庁長官とか、あるいは公取委員長とかに聞いておりますのは、ただわれわれの質疑を速記録にとどめるというだけではなく、実際ににおいて中小企業の支払い遅延防止をいたしたいということなんですが、われわれが平素常識的に考えまして、たとえばどうぼうするとか、あるいは人殺しをするとか、人に傷をつけるとか、こういうことは刑法上の問題で罰せられることであります。ただ、問題は親企業が全国に何十万軒あるか、あるいは何万軒か、私

あとで聞いてみたいと思いますけれども、いわゆる親企業と称せられるものがどのくらいあるかということを聞いたとき、いろいろなほうは、これは今延防止法があるということは知っていますけれども、どのくらいあるか知りませんが、いわゆる親企業と称するものがほんとうにこういう法律があるのだということを知っていると思いませんか。あるいは公取は、五、六年前にこの法律ができて、つい最近国会においてこれを改正したわけですが、こういうふうな法律があるのだと、いうことを、これは全国のそういう親企業と目せられておる人に知悉せしめた、政府として知らしめたということがありますか、ありませんか。それを承りたいと思います。

○政府委員(渡邊久彌君) 私のほうで千八百とかそういう数字を出しておきましたのは、これは法律の上における親事業者の関係でございまして、この親事業者の方にそれ何十といったような下請がついている。私のほうでの調査によりますると、大体三十八年度における親事業者の数は八千八百ぐらいでございます。それからその下にある下請事業者の数は約二十二万三千あるのではないか、こういうふうな一応の見通しを持っております。それで話しのこの支払遅延防止法につきましての周知方でございますが、これはわれわれのほういたしましては、この法律が制定されたときはもちろん、改正されたとき、それからこの間も改正がありました、この場合におき

ましては、こういう小冊子も作っておられます、が、こういうようなことも通じ、それぞれの業界につきまして係が出来向きました、集まつていただきて、いろいろよく話していただいているという意味におきまして、かなり宣伝には力を尽くしていると、かように考えております。

○小林英三君 いま御答弁を聞いておりましたが、そうするという、つまり全国で八千軒と目されているような親工場には、別に政府としては通知を出してない。法律を出したんだからかつてに見るだろう、いつの間にかかるだろう、ということであつて、その他は、ときどき集めてPRしておるところです。

○政府委員(渡邊喜久造君) 八千八百の親会社に全部通知を出したということはありません。しかし、商工会議所とか、あるいはそういうようなそれが、のいろいろな団体がありますから、そういうところに集まつていただきなり、あるいはそういうところを通じて、一応こういうふうに法律の制定をした、あるいは改正をしたという意味の周知方につきましては、ずっと努力してきております。

○小林英三君 今の御答弁を聞きましても、それは一応そよおっしゃれば、いかにも公取委員会において親企業と目されている八千軒の人には周知徹底しているだらうというお考えがあるだろうと思いますが、私は必ずしもそうではないと思う、おそらく。刑事問題において罰するわけではないのだから。そうでしよう。それだからあなたたのほうで立ち入り検査をしたときにはわかるでしようけれども、そうでない

ときには、われ聞せすえんというような態度でいる人が大部分ぢやないかと私は思ひますが、どうですか。
○政府委員(渡邊喜久造君)まあ私のほうでは、私は必ずしもそう思いませんが、すでに三十一年からこの定期検査といふのはいろいろ対象をかえてやってきております。最初は数も少の

○政府委員(渡邊喜久造君) その点についても、少くとも、ある種のプリントをつけて、社長であるとか、専務であるとか、あるいは会計課長であるとかいうものに一応お配りになる意思はありませんか。
○農田進吉 こまかに事例等につけてつきましては、私のほうで検討さしていただきたいと思います。

は、また後日指摘しながら質疑を続けますが、大臣が見えられたので、大臣だけお伺いしておきたい。

業政策、これはずっと見てまいりますと、結局、自然淘汰を待ち、そして佳中独占といった形で輸出貿易を維持していく。つまり、低コストで量産の

形。そこで、わが国の特徴としては、
高金利ではあるけれども、しかも低
金といったような矛盾は持っているは
れども、そのすべての生産されたこ

としておることによって、差異の発生する時期における安定性をはかるとするといったようなものが強く出てきております。ですから、通産大臣はどういうふ

考えか伺いたいのは、輸出を振興しきやならぬ、しかし諸外国との市場における競争がある、技術水準もさることながら、そつとくこころこころをも

とから、その二つにまして本業をしなきやならぬ、といったような風景、特にいまの問題となつてゐる下巻関係ですね、これが、ほんとうはあらだ全体が大企業へ向いてしま

で、ちょっと横目で中小企業、下請企
か。

か。以上のことをついて、
○国務大臣(福田一君) 私は、中小企
業と大企業の格差を是正するという意

○國務大臣(福田一君) 私は、中小企業と大企業の格差を是正すると、う意味において、中小企業基本法を制定いたしました。税、金融、その他の施策

において、できるだけこれを実現する
ように努力をいたしておるのであります
す。

そこで問題は、二つ私は考えなければならないと思う。それは、格差の是正という問題と、経済規模の拡大、す

なわち輸出振興による経済規模の拡大、この二つを問題として考えなければ

ばならない。幾ら格差を是正すといふことを努力をいたしましても、日本の

経済が輸出によつて大きくなり、規模
が大きくならなハウアム、ちょうど一

升のままでのうちにある大企業と中小企業の分野を幾ら変えてみても、所得の全

の分野を幾らも開拓して、一方で、既存の分野は上がるものではあります。そこで、一計三十と二十並びに二、三十九

で一升ますを二升ますにし三升をすにする。経済を拡大する。拡大しないで、一升間に二升ハ二升をも葉二升小金を

から、その間ににおいて大企業と中小企業の格差を是正していく、こういう立場で、二つ目は、成長性について直ちにつづいて、

が日本の経済を成長させる道である。こういうふうに私たちは考えておる。

けであります。これは、おわかりとい
いますか、御理解を賜わるところだと

思うのでございますが、その間ににおいて、経済は拡大しておるが、しかし投

差が少しも是正されないでいるといふ姿は、これは決していいことではない

のでありますから、その格差を是正するためには、先ほども申し上げたよ

に、税、金融、あるいは行政、あるいは立法、その他いろいろの方法はある

でありましょう。いずれにいたしましても、中小企業と大企業との格差は工に向かってわれわれは努力をいたさ

本法というものができているし、また、予算においても、できるだけそちらのほうに力を入れるというわけあります。しかし、力を入れたからといって、こんなことは一年で解決するものではありません。二年、三年といふ努力をずっと続けていくことによって順次格差をなくしていく、こういうふうにいたさねばならないと思うのがありますて、私たちとしては、そういう方向で、これからも産業の育成、またその産業の中における中小企業と大企業との格差の是正、こういうことに当たっていきたい、かよう考へておるわけでございます。

○藤田進君 それからあと、申し上げた行政指導なり、あるいは公取のおやりになるそういう人たちの、上から下まで、業務に当たるがまえとして、若干の事例を指摘したわけですがれども、どう思いますか。

○国務大臣(福田一君) 私は、そういう場合において、通産省にいる人、あるいはその他の役所にいられる人が、どこに入るとか入らないとかいうことは、外から希望があれば、また、下から行つても、どんどん上がる人もござりますし、私はこれを——あなたはもちろんそういう意味でおっしゃったのじゃありませんが、ためるとかためないとかいうことは根本の問題ではないと思います。ただししかし、通産省の仕事をし、あるいは農林省の仕事をする、そういう人たちが、大企業のほうばかりを見ておつて中小企業を見ない。あるいは農業とか、そういうような弱小企

業のほうを見ない。こういう態度であつては私はならないと思います。常に、いま私が申し上げたような気持持ちを申し上げては失礼かと思いますが、で行政の面に当たつていつてもらしいものだ、実は私は心からこれは念願しておるのでありますと、そんなことを申し上げては失礼かと思ひます。私はよく、いまでも、みんなと話しまするときには、どうか、できるだけ下で何をしているかということをよく勉強してもらいたい、そしてその上に立つ政治にならないんだということを、いつも私は申しておるのであります。あなたから藤田さんから見られれば、まだまだその面が足りないという御不満はあるかと思いますけれども、今後とも、あなたの御叱正もござりますので、あなた方からもよく十分見ていていただきたい、そして役所の者がみんなやはり、いまあなたがおっしゃったような気持ちで政治に当たるようだ、私も努力をさせていただきたいと思うのであります。

う、また、時にはゴルフの会もあるだらう、といったものは国で見ていらないものだからどこかでまかなつていかなければならない。どこが外郭団体としまかなつているかということは御承知だと思う。そういう体制の中における日本の中小企業、下請企業というのは、単に立法だけはどうにもこれにはならないと思う。そういう機構そのものについて、最高責任者である国務大臣、所管大臣は相当これは考え方やならない。

そして、経済の拡大と相まってといふことで、まあ、ほとんどの企業が規模を、今度の高度経済成長の波に乗つて設備投資をいたしましたが、そのことよりも、むしろ、これは統計上にも出てくると思う。やはり下請企業、又請企業といった形で、低コスト大量産という姿のほうが出てきて、ここに格差が出てきている。親企業の規模よりも下請企業の規模のほうが大きい、その従業員数においても、あるいはその他の生産の量においても、親より多い、けれども、利益勘定というものは親企業が六倍もある、下請企業全体を集計しても、六分の一しかない、といった現実の例があります。ですから、格差を是正しながらということは、私は方針として正しい、そうしなければならない。一つの矛盾ですから、いま。けれども、それはなかなか言ふべくして容易でないわけですから、具体的にここに政策というものが出てきませんと、私は通産大臣の本委員会における、いわば通産行政の施政方針演説の内容について、逐次お伺いするつもりでおりますけれども、こういった点は、もつとあとで近藤委員か

らお尋ねするそりでから触れませんが、とりあえず、立法上どうなんだといつた点は、むしろおそらくいで、腹をきめてからなければたいへんなることになると私は思います。

○近藤信一君 先ほど公取委員長にお尋ねしたわけですが、最近の新聞の報道するところによりますと、通産大臣が、下請法の改正に関しまして、何とか二十日ごろまでに結論を出すよう中小企業庁に指示した、こういうようなことが出ております。また一方、省内におきましては、そんなことをしながら、こういうふうな考え方もあるようですがございますが、じや現行法の運用強化とは一体どういうことを意味しているのか、この点大臣から御答弁が願いたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ただいまの御質問でございますが、そういう問題について事務的に法を改正していくか、あるいは法を改正しないで、現行法を活用してできるのか、またそのやり方等々は、いま実は調べさせておりまします。そうして大体調べができるならば、二十日ごろまでにはひとつ、そんなくわしくしておってもいかぬから、なるべく早くやれと、こういうことを言います。おきましたけれど、まだ実は事務から上がってきておりません。したがいまして、どういうことになるか、もうしばらくお待ちを願いたいと思っておるわけでございますね。

○近藤信一君 そういたしますと、まだ、現行法でいいか、改正しなければならぬか、こういう結論には達していないと、こういうわけになりますね。

○國務大臣(福田一君) さようぢよどきを度を実施するために、中小企業信用保険法を改正したり、また中小企業金融を緩和するために、政府機関に資金をつき込んで、もし下請法がざる法といふことにとどまるということになりまると、支払い遅延がひどくなるのではないかと、こういうふうに思うのですが、一体その点はどうですか。

○國務大臣(福田一君) その問題は、御心配の面、われわれも実は十分注意をいたしまして、そのようなことのないよう、これも実際の実施にあたって、そういうことのないようひとつ努力をしたい、かのように考えていてころでございます。

○近藤信一君 それからもう一つ。この下請法を強化するということは、先ほど来藤田委員も言つているように、大企業に対して制肘を加えるものじゃないかというふうなことで、通産省は大企業に気がねしているというふうな感じもあるようにも思ひますが、その点はどうですか。

○國務大臣(福田一君) 私の知つている限りにおいて、だれも遠慮しているとは思つておりません。私も決して遠慮はいたしません。

○近藤信一君 それから、この下請法の改正の問題につきましては、大蔵大臣も衆議院の予算委員会で答弁しておられますし、また、経済企画庁長官も、この下請法の問題については、いろいろと言つておられる。そうすると、いま経済担当の大臣である、あなたを含めて、すべてが、この下請法に対するところの大きな関心を持たれて

点からいきましても、これは改正をしなければ、現行法ではだめじゃないかと、こういうふうに私は感するのですが、大臣の御所見はどうですか。

○國務大臣(福田一君) 先ほども申し上げたように、これは恐縮であります。が、いま一応それを調べると言つて、事務に私が命令している段階で、私の意見をここで申し上げることは、せっかく調べている者の気持ちをあれすることにもなりますので、どういう調査が出てきますか、二、三日のうちに何らかの結論を出してくると思いますが、その上で私の態度をきめたい、また、その上で大蔵省とが公正取引委員会その他の他とも、よく連絡をとつて措置してまいりたいと思ひますので、これまでもうしばらくお許しを願いたいと思ひます。

○近藤信一君 それから、先日も、これは予算委員会での御答弁の中にはあつたと思うのですが、悪質な業者、いわゆる融通手形によつて握り分散といいますかな、そういうようなことに計画的に持つていくという業者もあるといふふうなものに対するところの嚴重な取り締まり、こういうことがいわれておつたのですが、これは現実にそういうのが私もあると思うのですが、そういうのは、一体数字的に見て、今日はあえているのじゃないかと私は思うのですが、どうですか。

○国務大臣(福田一君) 実際に調べておりませんの、感じを申し上げるのですが、確かにそういう傾向はあると存じております。

ても、奥只見、田子倉、御母衣の各発電所はもちろん、同じ熊野川の支流の北山川水系でただいま工事中の地原発電所よりもその出力が少ないのであります。また、十津川に限らず、熊野川の水は、年間を通じてみますと豊富にもかかららず、季節的に片寄っているためこれを利用するためにはいろいろと困難があり、特に経済的な開発ということになりますと、いまくらいの水の利用が限度だつたようであります。

しかし、それまではほとんど利用されなかつた水を電気エネルギーに変え、さらには、付帯工事でありましたが、新宮——五条間の道路を新設することによって、地域開発に大きな貢献をしている点はきわめて印象が深かつたのであります。

以上でございますが、今度の派遣にあたつて、名古屋通産局及び視察先の各会社、業界団体が寄せられた御協力に対し、この席をかりて感謝の意を表し、報告を終わります。以上。

○理事(赤間文三君) 次に、第二班の御報告をお願いします。椿委員。

○椿繁夫君 第二班の近畿、中国班について申し上げます。

派遣委員は、前田委員長、岸田委員、阿部委員と、私椿委員で、期間は去る二月六日から十一日までございました。

視察個所及び訪問先を申し上げますと、大阪通産局、敷島紡績城北工場、日本紡績協会、関西電力本社、岡山県庁、協同組合岡山鉄工センター、水島臨海工業地帯、福山臨海工業地帯、帝人三原工場、大竹・岩国地区臨海工業地帯、東洋工業、呉市のやすり工場、中国電力本社等でござります。

視察の概略だけを簡単に御報告申します。まず、織維関係について申し上げます。

敷島紡績城北工場は、精紡機五万一千錐のうち、五〇%以上の約二万八千錐も格納されており、格納の実情を見ることができたのであります。

今期国会に提案を予定されておりますいわゆる織維新法について、日本紡績協会と懇談する機会を持ちました。が、今度の新法が、過剩精紡機の廃棄を促進し、企業の体質を改善して合理化を推進することを目的としているのであるから、設備の増加によって無用の混乱を招かぬよう、新法の期間中設備の設置は規制すべきで、現行法が使用制限法であるため、現在のようにやみ紡機を生じ、業界混亂のもととなつた事実にかんがみて、この点を改め、ぜひ設備設置の規制を行なってほしい。また、過剰精紡機の廃棄や合理化によつて体質を改善し、将来円滑に自由競争体制へ移行できるようにするためには、金融上の措置がとられることが望ましく、この点に関しては、先般中小紡績対策として、織維産業に対する初年度財政資金ワクとして開銀十億円、中小企業金融公庫五億円が組まれることとなりましたが、この資金ワクでは、業界の中小紡績の合理化計画からいって、なお不十分でありますから、将来において資金の増ワクが望まれるとの要望がございました。

次に、中小企業関係について申し上げます。

私たちの視察いたしました中小企業団地は、岡山市にあります協同組合岡山鉄工センターであります。ここは、

岡山市内並びにその周辺の中小機械工業の三十企業が集まっており、ベアリング、車両部品、農機具等を生産しております。ここは、中小企業工場団地十六年度に助成対象となつた十団地うちの一つで、すでに当初計画は完了し、組合員全員が操業しております。現在、共同作業場、福祉会館等の共同施設を設けており、また、共同受注、共同加工等の共同事業を行つております。将来逐次拡大するとのことであります。集団化後効果として、設備近代化が促進され、共同受注、単独受注とも逐次増加しており、また、金融面についても、集団化により、組合の信用にもちらん、所属企業の信用も高まり、多くの利益がもたらされているとのことありました。

されたもので、ほとんど改良されないので、その他の機械設備についても近代化がおくれている現状であります。今後のやはり製造業の発展のために何とでも、製造設備の近代化をはからなければならぬところであります。零細業者が多いため、業界自身では困難であると思われますので、県はもちろん、国においても、中小企業近代化の線に沿つて大いに助成策を講ずる必要があると思うのであります。

次に、中国地方の臨海工業地帯について申し上げます。

新産業都市の指定を受けた岡山県水島地域は、高梁川の河口の三角州と、その付近一帯の海面を埋め立てた地域であります。すでに約七百万坪の土地造成を終わり、なお、約五百万坪の土地造成計画を持っております。

工業用水も、高梁、吉井、旭の三大河川を中心として、日量十二万トンが確保され、第二期工事として日量五十四万トンを準備中であり、この地帯は、石油、鉄鋼、機械を中心的一大臨海工業地帯に成長中であります。現在、鉄鋼関係では、川崎製鉄が完成時には年間粗鋼六百万吨の大製鉄所にする計画で用地造成を行なっておりました。

福山臨海工業地帯は、海面を埋め立てて約二百万坪の土地を造成中で、ここには日本钢管の新製鉄所の建設が決定しております。工業用水は、水源を芦田川に求め、第一期工事として日量十二万トンを確保すべく計画のよどみでありますが、今後の工業立地条件としては、なお多くの工業用水の確保が望まされると思うであります。

瀬戸内海沿岸の臨海工業地帯の工業立地上の長所は、内海が天然の運河であり、至るところによい港湾があり、大型船の運航に適しており、比較的背後地にも恵まれ、工業地帯となるべき資格は十分備えており、今後の発展は期待されると思うのであります。

以上が視察の概要でありますが、今回の視察にあたり、大阪及び広島通産局並びに関係会社から種々の御配慮を賜わり、非常に便宜を得ましたことを申し添えまして、この簡単な報告を終ります。

○鶴田進君　　いまの報告に関連して、政府並びに関係者に質疑がござりますので、かかるべきときに理事会で相談していただきたい。

○理事(赤間文三君)　以上で、派遣委員の報告は終了をいたしました。一
別に御発言もなければ、本件はこの程度にとどめたいと存します。

本日は、これをもつて散会したいと思ひます。

午後四時四分散会

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本貿易振興会法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法の一部を改正する法律

法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、

同条第一項の次に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができる。

3 振興会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第八条中「六人以内」を「七人以内」に改める。

第十八条第四項中「十二人以内」を「十五人以内」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案

金属鉱物探鉱融資事業団法の一

金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案

金属鉱物探鉱融資事業団法の一

金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案

金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案

金属鉱物探鉱促進事業団法

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

に、「貸付け」を「貸付け等」に改める。

第二条及び第六条中「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業団」に改める。

第八条に次の二項を加える。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事一人を置くことができる。

第十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 事業団は、前項の業務のほか、同項の業務に関連して必要な場合には、通商産業大臣の認可を受け、金属鉱物の探鉱を急速に促進する必要がある地域の地質構造の調査（以下「地質構造調査」といふ。）及びこれに附帯する業務を行なうことができる。

第二十条第二項中「要領」の下に「並びに地質構造調査に関する業務の方法」を加える。

（地質構造調査の実施計画）

第二十条の二 事業団は、第十八条第三章中第二十条の次に次の十四条を加える。

（補助金）

第二十条の六 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地質構造調査の実施計画を作成し、これを通商産業大臣に提出しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により実施計画を作成しようとするときには、通商産業省令で定めるところにより、当該実施計画案を公表し、これにつき意見を有する利害関係人（当該地質構造調査に要する費用の一部を負

う地域内に存する鉱業権に係る鉱業権者及び租鉱権者並びに当該地域内の土地又はその土地に定着する物件につき所有権その他の権利を有する者をいう。）に対し、意見書を提出する機会を与えないなければならない。

第二十条の三 事業団は、前条第一項の実施計画を変更しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第二十条の四 事業団は、第十八条第二項又は前条第一項の認可があつたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該実施計画又はその変更に係る部分の要旨を公示しなければならない。

（都道府県知事との協議）

第二十条の五 通商産業大臣は、第十八条第二項又は第二十条の三第一項の認可をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。

（補助金）

第二十条の六 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、事業団に対し、地質構造調査に要する費用の一部を補助する。

2 事業団は、前項の規定による納付金を徴収したときは、政令で定めるところにより、同項の規定による納付金に相当する金額の全部又は一部を納付させるものとする。

第二十条の九 事業団は、前条の規定による負担金の納付義務者がその納定期限までにその負担金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

（強制徴収）

第二十条の十 事業団は、地質構造調査のため行なったボーリングにより金属鉱物の鉱床が発見された場合において、当該金属鉱物の鉱床が発見されたことにより利益を受ける者があるときは、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該ボーリングに要した費用に相当する金額の全部又は一部を納付させるものとする。

第二十条の十一 事業団は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、その職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の捨場その他これらに類する施設（以下「事業場」という。）に立ち入りさせることができる。

3 前条の規定は、第一項の規定による納付金に準用する。

（土地等の立入り）

第二十条の十二 事業団は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、その職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の捨場その他これらに類する施設（以下「事業場」という。）に立ち入りさせることができる。

2 事業団は、前項の規定によりそ

担金として事業団に支払うものとする。

（鉱業権者の負担金）

第二十条の八 事業団は、政令で定めるところにより、地質構造調査を行なう地域内に存する鉱業権で

調査のため行なったボーリングにより金属鉱物の鉱床が発見された場合において、当該金属鉱物の鉱床が発見されたことにより利益を受ける者があるときは、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該ボーリングに要した費用に相当する金額の全部又は一部を納付させるものとする。

（納付金）

第二十条の十 事業団は、地質構造調査のため行なったボーリングにより金属鉱物の鉱床が発見されたことにより利益を受ける者があるときは、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該ボーリングに要した費用に相当する金額の全部又は一部を納付させるものとする。

（強制徴収）

第二十条の十一 事業団は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、その職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の捨場その他これらに類する施設（以下「事業場」という。）に立ち入りさせることができる。

3 前条の規定は、第一項の規定による納付金に準用する。

（土地等の立入り）

第二十条の十二 事業団は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、その職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の捨場その他これらに類する施設（以下「事業場」という。）に立ち入りさせることができる。

2 事業団は、前項の規定によりそ

で、納期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

（納付金）

第二十条の十 事業団は、地質構造調査のため行なったボーリングにより金属鉱物の鉱床が発見されたことにより利益を受ける者があるときは、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該ボーリングに要した費用に相当する金額の全部又は一部を納付させるものとする。

（強制徴収）

第二十条の十一 事業団は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、その職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の捨場その他これらに類する施設（以下「事業場」という。）に立ち入りさせることができる。

3 前条の規定は、第一項の規定による納付金に準用する。

（土地等の立入り）

第二十条の十二 事業団は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、その職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の捨場その他これらに類する施設（以下「事業場」という。）に立ち入りさせることができる。

2 事業団は、前項の規定によりそ

担金として事業団に支払うものとする。

（鉱業権者の負担金）

第二十条の八 事業団は、政令で定めるところにより、地質構造調査のため行なったボーリングにより金属鉱物の鉱床が発見されたことにより利益を受ける者があるときは、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該ボーリングに要した費用に相当する金額の全部又は一部を納付させるものとする。

（強制徴収）

第二十条の十 事業団は、地質構造調査のため行なったボーリングにより金属鉱物の鉱床が発見されたことにより利益を受ける者があるときは、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該ボーリングに要した費用に相当する金額の全部又は一部を納付させるものとする。

（土地等の立入り）

第二十条の十一 事業団は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、その職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の捨場その他これらに類する施設（以下「事業場」という。）に立ち入りさせることができる。

3 前条の規定は、第一項の規定による納付金に準用する。

（土地等の立入り）

第二十条の十二 事業団は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、その職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の捨場その他これらに類する施設（以下「事業場」という。）に立ち入りさせることができる。

2 事業団は、前項の規定によりそ

で、納期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

（納付金）

第二十条の十 事業団は、地質構造調査のため行なったボーリングにより金属鉱物の鉱床が発見されたことにより利益を受ける者があるときは、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該ボーリングに要した費用に相当する金額の全部又は一部を納付させるものとする。

（強制徴収）

第二十条の十一 事業団は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、その職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の捨場その他これらに類する施設（以下「事業場」という。）に立ち入りさせることができる。

3 前条の規定は、第一項の規定による納付金に準用する。

（土地等の立入り）

第二十条の十二 事業団は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、その職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の捨場その他これらに類する施設（以下「事業場」という。）に立ち入りさせることができる。

2 事業団は、前項の規定によりそ

若しくは租鉱権者の事業場に立ち入らせようとするときは、通商大臣の承認を受けなければならぬ。

第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、あらかじめ土地の占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者に通知しなければならない。ただし、宅地若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る場合を除き、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者の承諾があつた場合を除き、宅地若しくは堀、さく等で囲まれた土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入つてはならない。

第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

事業団は、第一項の規定による立入りによつて損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

第二十条の十二 土地の占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

ち入る職員は、地質構造調査のためやむを得ない必要があつて障害となる植物を伐採しようとする場合において、その障害となる植物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、その伐採についてあらかじめ所有者の承諾を得ることが困難であり、かつ、植物の現状を著しく損傷しないときは、その承諾を得ないで伐採することはできる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者に通知しなければならない。

第二十条の十一第六項の規定は、前項の場合に準用する。
(鉱物等の採取)

る。 ては、その他の經理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加え

第三十五条中「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業団」に改める。

鉱融資事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業団」に、「金属鉱物探鉱融資事業団法」を「金属鉱物探鉱促進

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内に

おいて政令で定める日から施行する。
（金属鉱物探鉱促進事業団の設立等）

(印紙税法の一部改正)

第二条 改正前の第一条の規定により設置された金属鉱物探鉱融資事業団は、この法律の施行の日において、改正後の同条に規定する金

第五条第六号ハ十二ハ三中「
属鉱物探鉱融資事業団」を「金属
鉱物探鉱促進事業団」に改める。
(所得税法の一部改正)

2 正確前後の金屬鉱物探鉱融資事業
属鉱物探鉱促進事業団となるものとする。

第六条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

同法の規定によつて金属鉱物探鉱融資事業団に対してした処分又は同法の規定によつて金属鉱物探鉱

第三条第一項第十号中「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業団」に改める。

融資事業団がした手続その他の行為は、改正後の金属鉱物探鉱促進事業団法の規定によつて金属鉱物

(法人税法の一部改正)
第七条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう
二文とする。

促進事業団に充てました处分及び
同法の規定によつて金属鉱物探鉱
促進事業団がした手続その他の行
為とみなす。

に改正する。
第四条第二号中「金属鉱物探鉱
融資事業団」を「金属鉱物探鉱促
進事業団」に改める。

第三条 この法律の施行の際現に金
属鉱物深軽促進事業団といふ名称

第八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次の

用いている者については、改正後の第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

「金屬鉱物探査融資事業」を「金
第七十二条の四第一項第一号中
ようだ改正する。

(登録税法の一部改正)

「属鉱物探鉱促進事業団」に改める
（地方財政再建促進特別措置法の

律第二十七号)の一部を次のように改正する。

一部改正)

第十九条第七号中「金属鉱物探

法(昭和三十年法律第一百九十五号)

昭和三十九年二月二十四日印刷

昭和三十九年二月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局